

感染症防止対策について

令和7年11月17日
松前町教育委員会

これから本格的な冬のシーズンを迎え、インフルエンザなど感染拡大が懸念され、学級閉鎖等の臨時休業を行う学校が出てくることが予想されます。

次の内容について、再度ご確認いただき引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

平時から求められる感染症対策

1 園児児童生徒等の健康観察

- 普段と異なる症状のある場合などに無理をして登校(園)しないようにしてください。

2 適切な換気の確保

- 常時換気又は、こまめに(30分に1回以上)数分間程度、2方向の窓を全開にした換気をお願いします。

3 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの励行

4 マスクの取扱い

- 園・学校の教育活動に当たって、マスクの着用は求めませんが、感染や流行の状況によっては着用をお願いする場合があります。

- 混雑した電車やバス、医療機関や高齢者施設等の訪問時等着用が推奨されている場面では、着用を推奨します。

出席停止の取扱い(新型コロナウィルス感染症)

※ 新型コロナウィルス感染症の5類移行に伴い、令和5年度10月より一部変更があります。

1 園児児童生徒に新型コロナウィルス感染症への感染が確認された場合

○ 出席停止の期間

- ・ 発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
- ・ 無症状の場合は、検体を採取した日から5日を経過するまで
(受診をした場合は、医師の指示に従ってください)。

- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用をお願いします。

- 登校するにあたって医師の証明書や診断書等は必要ありません。

- ・ インフルエンザの出席停止期間は、発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまでとなっています。(証明書等は不要)

2 出席停止の取扱いをしない場合(原則として欠席の扱い)

- 発熱や咽頭痛、咳等の症状があることのみをもって出席停止とはなりません。(可能な限り医療機関を受診するようお願いします。)
- ワクチン接種、接種後の副反応(発熱等の症状のみ)の場合、出席停止とはなりません。
- 感染不安(家族の感染等)により休ませる場合、合理的な理由(高齢者や基礎疾患のある方の同居等)がなければ出席停止とはなりません。園・学校にご相談ください。

臨時休業の判断

学校(園)医の助言等や松前町教育委員会との協議を踏まえ、次の表の基準に基づき判断します。(愛媛県教育委員会の基準例に従い、新型コロナウィルス感染症・インフルエンザによる学級閉鎖の基準を統一しました。)

【新型コロナウィルス感染症・インフルエンザによる臨時休業の基準】

学級閉鎖	<p>① 同一の学級において、学級の園児児童生徒総数に対し、 <u>20%</u>程度の感染症患者又はその疑いのある者が確認された場合</p> <p>② その他、松前町教育委員会で必要と判断した場合</p> <p>○ 学級閉鎖の期間としては、<u>3日程度</u>を目安に、感染の状況、園児児童生徒への影響等を踏まえて判断します。</p>
学年閉鎖	○ 学年内で感染が広がっている可能性が高い場合
学校全体の臨時休業	○ 学校(園)内で感染が広がっている可能性が高い場合

※ 学級閉鎖等の場合、町内への注意喚起のため「学校(園)名・学年・閉鎖期間」を松前町ホームページに掲載します。

部活動について

地域の感染状況や学校(園)の実情等を踏まえ、一定期間の活動停止などの適切な措置を講じます。